音更町附属機関設置条例の一部を改正する条例

音更町附属機関設置条例（平成２２年音更町条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部音更町道の駅整備事業者審査委員会の項中「音更町道の駅整備事業者審査委員会」を「音更町観光拠点施設整備事業者審査委員会」に、「道の駅整備事業に」を「観光拠点施設整備事業に」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。